

市川市事業者エネルギー価格等高騰対策支援金給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、臨時的な給付措置として事業者エネルギー価格等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を給付する事業を実施することにより、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けて事業継続への負担が生じた中小企業者等を支援し、事業継続への負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者、これと同程度の規模を有する特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、公益法人等（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等をいう。）その他市長が適当と認めるものをいう。
- (2) 開業等 中小企業者等の設立又は開業をいう。
- (3) 光熱費 中小企業者等が事業を実施するに当たり生じる電気料金及びガス料金（燃料費に係るガスの購入に要する費用を除く。）をいう。
- (4) 燃料費 中小企業者等が事業を実施するに当たり生じるガソリン、重油、軽油、ガス及び灯油の購入に要する費用（光熱費に係るガス料金を除く。）をいう。
- (5) 原材料費 中小企業者等が事業を実施するに当たり生じる原材料、消耗品その他市長が適当と認めるものの購入に要する費用をいう。
- (6) 控除後光熱費等 光熱費及び燃料費から次に掲げる費用を除いたものをいう。

ア 市川市公共交通事業者原油価格高騰対策支援金（令和6年度分）給付事業実施要綱（令和6年3月21日施行）に基づく市川市公共交通事業者原油価格高騰対策支援金（令和6年度分）（次号において「公共交通

支援金」という。) 又は市川市貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金給付事業実施要綱(令和7年4月1日施行)に基づく貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金(同号において「貨物運送支援金」という。)の給付の対象となる者にあっては、燃料費(ガソリン、軽油及びガスに係るものに限る。)

イ 令和6年度市川市障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金給付事業実施要綱(令和7年3月6日施行)に基づく令和6年度市川市障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金(次号において「障害福祉サービス支援金」という。)の給付の対象となる者にあっては、光熱費及び燃料費(ガソリン及び軽油に係るものに限る。)

ウ 令和6年度市川市介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金給付事業実施要綱(令和7年3月6日施行)に基づく令和6年度市川市介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金(次号において「介護サービス支援金」という。)の給付の対象となる者にあっては、光熱費及び燃料費(ガソリンに係るものに限る。)

(7) 給付対象経費 光熱費、燃料費及び原材料費であって、次に掲げる費用を除いたものをいう。

ア 公共交通支援金又は貨物運送支援金の給付の対象となる者にあっては、前号アに掲げる費用

イ 障害福祉サービス支援金の給付の対象となる者にあっては、前号イに掲げる費用及び原材料費(食材及び消耗品に係るものに限る。)

ウ 介護サービス支援金の給付の対象となる者にあっては、前号ウに掲げる費用及び原材料費(消耗品に係るものに限る。)

(給付対象者)

第3条 支援金の給付の対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てに該当する市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者等とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

- ア 令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの期間（開業等をした月以前の月を除く。以下「対象期間」という。）のうち連續した 3 月の控除後光熱費等の合計額が 10 万円以上又は対象期間のうち連續した 3 月の給付対象経費の合計額が 150 万円以上であること。
- イ 対象期間のうち連續した 4 月の控除後光熱費等の合計額が 12 万円以上又は対象期間のうち連續した 4 月の給付対象経費の合計額が 200 万円以上であること。
- ウ 対象期間のうち連續した 5 月の控除後光熱費等の合計額が 15 万円以上又は対象期間のうち連續した 5 月の給付対象経費の合計額が 250 万円以上であること。
- エ 対象期間のうち連續した 6 月の控除後光熱費等の合計額が 18 万円以上又は対象期間のうち連續した 6 月の給付対象経費の合計額が 300 万円以上であること。
- オ 対象期間のうち連續した 7 月の控除後光熱費等の合計額が 21 万円以上又は対象期間のうち連續した 7 月の給付対象経費の合計額が 350 万円以上であること。
- カ 対象期間のうち連續した 8 月の控除後光熱費等の合計額が 24 万円以上又は対象期間のうち連續した 8 月の給付対象経費の合計額が 400 万円以上であること。
- キ 対象期間のうち連續した 9 月の控除後光熱費等の合計額が 27 万円以上又は対象期間のうち連續した 9 月の給付対象経費の合計額が 450 万円以上であること。
- ク 対象期間のうち連續した 10 月の控除後光熱費等の合計額が 30 万円以上又は対象期間のうち連續した 10 月の給付対象経費の合計額が 500 万円以上であること。
- ケ 対象期間のうち連續した 11 月の控除後光熱費等の合計額が 33 万円以上又は対象期間のうち連續した 11 月の給付対象経費の合計額が

550万円以上であること。

コ 対象期間の控除後光熱費等の合計額が36万円以上又は対象期間の給付対象経費の合計額が600万円以上であること。

(2) 支援金の給付を受けた後も、引き続き市内で事業を継続する意思があること。

(3) 納期限が到来した市税（市外に本店を有する事業者又は市外に住所がある個人にあっては、当該本店又は住所がある市区町村の市区町村税）を完納している者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、支援金を給付しない。

(1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者又は健康保険法（大正11年法律第70号）その他の医療保険に関する法律の被扶養者

(2) 法人税法第2条第5号に規定する公共法人

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

(4) 宗教上の組織又は団体

(5) 政治団体

(6) 市川市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等（次号において「暴力団員等」という。）又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者（同号において「暴力団密接関係者」という。）

(7) 法人であって、その役員のうちに暴力団員等又は暴力団密接関係者があるもの。

(8) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けた者

(9) 既にこの要綱による支援金の給付を受けた者（第8条第1項の規定による給付の決定を受けた者を含む。）

(10) その他市長が適当でないと認める者

（支援金の給付）

第4条 本市は、給付対象者に対し、この要綱の定めるところにより、支援金を給付する。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、次の各号に掲げる給付対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 令和6年3月以前に開業等を行った給付対象者 75,000円

(2) 令和6年4月に開業等を行った給付対象者 68,750円

(3) 令和6年5月に開業等を行った給付対象者 62,500円

(4) 令和6年6月に開業等を行った給付対象者 56,250円

(5) 令和6年7月に開業等を行った給付対象者 50,000円

(6) 令和6年8月に開業等を行った給付対象者 43,750円

(7) 令和6年9月に開業等を行った給付対象者 37,500円

(8) 令和6年10月に開業等を行った給付対象者 31,250円

(9) 令和6年11月に開業等を行った給付対象者 25,000円

(10) 令和6年12月に開業等を行った給付対象者 18,750円

（申込受付開始日及び申込期限）

第6条 支援金の申込受付開始日は、令和7年5月15日とする。

2 支援金の申込期限は、市長がやむを得ない事由があると認める場合を除き、令和7年8月15日とする。

（申込み及び給付の方式等）

第7条 支援金の給付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、事業者エネルギー価格等高騰対策支援金申込書兼請求書（様式第1号。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書・同意書（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 支援金の申込み及び給付は、次の各号のいずれかの方式により行うものとする。

(1) 郵送申込方式（申込者が申込書を郵送により本市に提出し、本市が申込者の指定する金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

(2) 電子申込方式（申込者が電子情報処理組織を使用して申込みを行い、本市が申込者の指定する金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

（給付の決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査の上、支援金の給付の諾否を決定し、事業者エネルギー価格等高騰対策支援金給付諾否通知書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり必要と認めるときは、前条第1項の規定による申込みに係る関係書類の提出を求め、又は現地調査等によりその内容に關し調査を行うことができる。

（支援金の給付等に関する周知）

第9条 市長は、支援金を給付する事業の実施に当たり、市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者等に対し、給付対象者の要件、申込みの方法、申込受付開始日等の事業の概要について、本市の公式ウェブサイトへの掲載その他の方法による周知を行うものとする。

（申込みが行われなかった場合等の取扱い）

第10条 給付対象者が第6条第2項に規定する申込期限までに支援金の申込みを行わなかったときは、市長がやむを得ない事由があると認める場合を除き、当該給付対象者が支援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 申込書の不備その他給付対象者の責に帰すべき事由により令和7年10月31日までに支援金の給付ができなかったときは、給付対象者が申込書を取り下げたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、支援金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けた者に対し、給付した支援金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

2 前項の規定による返還請求は、事業者エネルギー価格等高騰対策支援金返還請求書（様式第4号）により行うものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年5月15日から施行する。

(この要綱の失効等)

2 この要綱は、令和7年10月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、第11条の規定は、令和7年10月31日後も、なおその効力を有する。

様式第3号（第8条関係）

事業者エネルギー価格等高騰対策支援金給付諾否通知書

年 月 日

様

市川市長

年 月 日付けで申込みのあった事業者エネルギー価格等高騰対策支援金の給付について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 支援金給付決定通知番号

2 支援金を給付します。

支援金給付決定額 円

3 申込金額の全額について、給付しないことを決定します。

（理由）

事業者エネルギー価格等高騰対策支援金返還請求書

年 月 日

様

市川市長

市川市事業者エネルギー価格等高騰対策支援金給付事業実施要綱第11条の規定により、既に給付した事業者エネルギー価格等高騰対策支援金について、下記のとおり返還を請求します。

記

1 既給付金額（給付決定日） 円（ 年 月 日）

2 支援金給付決定通知番号

3 返還請求する金額 円

4 返還期限 年 月 日

5 返還請求を行う理由

6 返還方法